

# 平成 25 年度第 3 回岡山県男女共同参画審議会 議事概要

## (開催概要)

- 1 開催日時：平成 26 年 3 月 19 日（水）13:30～15:20
- 2 場 所：岡山県男女共同参画推進センター
- 3 出 席 者：
  - 委員（五十音順、敬称略）／出席 11 名
 

小川 政保、景山 貢明、影山 美幸、菅田 茂、沢山 美果子、瀬良 静香、津下 公男、時實 達枝、中原 隆志、林 明美、山下 明美  
(欠席 4 名／倉橋 澄江、澤井 倫子、多田 憲一郎、山部 達成)
  - 事務局（県）／出席 6 名  
県民生活部長、男女共同参画青少年課長、男女共同参画推進センター（ウィズセンターワーク）所長、事務局（男女共同参画青少年課）職員

## (議事次第)

### 1 開 会

県民生活部長あいさつ

平素から男女共同参画社会の形成をはじめ、県政の推進に格別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げる。

いわゆるDV防止法が改正され、今年1月の施行に併せて、国の基本方針も改正され、「生活の本拠を共にする交際相手に係る準用」や「警察における被害者の意思決定の支援」等が新たに盛り込まれたところである。

この国の基本方針の改正を踏まえ、「岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」についても見直しを行う必要があり、本日の審議会では、県基本計画の改定について御審議いただきたい。

男女共同参画社会の実現に向けて、県民の皆様の期待に応える施策を推進してまいりたいと考えているため、委員の皆様の忌憚のない御意見と御提言を賜りたい。よろしくお願ひする。

### 2 議事概要

#### 議事（1）「岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」の改定について

会長（司会）

1999年に男女共同参画社会基本法が制定されたが、それまで「痴話げんか」、「夫婦げんか」と言われていたことが、「ドメスティック・バイオレンス」と再定義されることで、女性たちの基本的人権を侵害するような様々な暴力が起こり続けていることが明らかになり、社会が取り組むべき問題として、いわゆるDV防止法制定に繋がった。自分たちの経験を再定義し、法律化することは、人々を力づけ、エンパワーメントすることになる。

今回の議論は大変大きな意味を持つものである。国の法律が変わったからではなく、私たち自身の日常の経験を考え議論し、その議論に参加していくことはとても大事なことではないかと思う。忌憚のない意見と議論をお願いする。

まず、「岡山県配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する基本計画」の改定について、事務局から説明をお願いする。

男女共同参画  
青少年課長  
事務局

(資料1・2に沿って説明)

事前に質問をいただいているため、回答する。

ステップハウスは、現在、どのくらいあるのか。また、今後、新たに設置する計画はあるのか。(資料2新旧対照P12〇ステップハウスの設置)

県が民間団体に委託し設置している。現在、県内に1か所のみである。これは、平成23年7月から、国の交付金を活用し、モデル事業として開始したが、被害者の自立支援のために必要な施策であると判断し、国の交付金が終了した平成25年度からも県の委託事業として引き続き実施している。現時点では、新たに設置する計画はないが、引き続き取り組んでいくという意味で、「設置します。」という表現を用いている。なお、来年度、被害者支援に意欲のある既存の民間団体のレベルアップなどを目標とした新規事業を行うこととしており、今後、民間支援団体が増加すれば、新たな設置も検討したい。

会長（司会）

資料についての説明と事前質問への回答があったが、意見、質問のある方は、挙手をお願いする。

委員

「設置します。」では、現在、ステップハウスが無いように思われるため、「今後も増やしていきます。」などのような表現にしてはどうか。

事務局

貴重な御意見をいただいた。今後の検討の参考とする。

委員

資料2新旧対照P13下段に「実践的な検討」とあるが、これでは分かりにくい。もっと分かりやすい表現はないのか。また、「検討」というのはどういったものなのか。

男女共同参画  
青少年課長

D V 被害者保護支援関係機関等ネットワークの強化の「実践的検討」  
計画案の表現については、よりより表現を御提示いただければ検討したい。

委員	実践的な検討として、具体的にはどういったことを踏まえ、検討したのか。
事務局	<p><b><u>実践的な検討について</u></b></p> <p>具体的な内容は、配偶者暴力相談支援センターや弁護士会などDV被害者支援の関係機関が集まる会議で、実際に起きた事例を基に、今後の対応や連携について検討している。</p>
委員	<p>事例を検討する場合は、成功事例と失敗事例の2つを併せて検討する必要がある。</p> <p>また、「関係者の資質向上を図ります。」とあるが、この表記では、現在の関係者のレベルが低いとも取れる。もちろん、今の関係者も努力しているはずである。そのことも含めた表現にしてはどうか。</p>
会長（司会）	現在、関わっている方々の努力も踏まえ、例えば「更なる向上を図ります。」にしてはどうか。
男女共同参画 青少年課長	<p><b><u>関係者の資質向上について</u></b></p> <p>今までよりも更に、という意味合いを持っているため、その辺りをしっかりと表現できるよう変えてみたい。</p>
委員	身近にあった事例だが、夫婦間でDVがあり別居したが、加害者が別居先に来てしまうことがあった。警察や弁護士にも相談したが、いい結論が出ず、被害者を県外にこっそり住まわせたことがある。夫婦間ということもあり、暴力のような決定的なものがない限り、警察も踏み込むことができない。こうした中途半端な対応しかできない場合は、どう対応すればよいのか。
男女共同参画 青少年課長	<p><b><u>夫婦間の暴力への対応について</u></b></p> <p>警察では、現在、積極的な対応をしている。生命に関わるような暴力であれば、ためらうことなく警察に相談していただきたい。一時保護が必要と判断されれば、連携が必要となるが、通常の相談であれば、ウィズセンターの相談窓口に連絡いただきたい。引き続き、状況に応じた適切な相談窓口の普及啓発に努めていきたい。</p>

委員	NPOや民間団体では、運営費を自分のお金で賄っている現状があるため、その活動がいつまでも続くとは限らない。また、他の団体がDV被害者支援を本格的に実施するとの声も聞かない。その事をしっかり考え、県は委託料を積算すべきと考える。
男女共同参画 青少年課長	<u>NPO等の運営費について</u> 県としても、問題意識は持っている。既存の被害者支援団体の協力により、他の支援団体の育成ができるよう、講習会等の開催を新規事業を考えている。もちろん、これまでどおり必要なものは予算を組んでいく。
委員	既存のDV被害者支援団体が活動を始めて10年ほどになると思う。全国的に支援団体はいくつかあるが、なぜ岡山県には1団体しかないのか。他の支援団体があったとしても、なぜ既存団体のように参画しないのか、何が問題なのか。安い委託料のため、他の団体が参画できず、1団体のみが10年近くずっとやってきたのであれば、県の怠慢ではないかとも思う。
男女共同参画 青少年課長	厳しい指摘をいただいた。来年度の新規事業で、既存団体に核となってもらい、これまでの実践事例の紹介など、より具体的な講習会を年数回開催してもらう。団体同士の情報交換、情報共有がこれまで十分ではなかつたと考え、更なるネットワークづくりにも取り組んでいく。
委員	これまでも、講習会を受講した人はいるが、受講者が一步踏み込んだ支援、自分の一生の問題としてDV被害者を支援するという決断には至っていない。ただ単に、ネットワークを作る、講習会をするということでは、この現状を打破できないと考える。
委員	ウィズセンター主催のDV被害者支援に関する講座を受けたことがあります、いい講師を招いての講座であったと記憶している。その講座をうまく活用して、他の団体を育成する講習会の場としてもいいのではないか。 支援している人はとても頑張っているが、思いが強すぎて、被害者が自分で考えて決断する前に、支援者が決断し、結果、支援者が被害者を支配してしまう場合があるため、支援員が2次加害者にならない研修も必要である。 暴力の定義が項目によって異なるため、整理して記載すると分かりやすい施策になっていくのではないか。 売春防止法に基づく運用、適切な対応とあるが、具体的な記述があるとよいのではなかろうか。

男女共同参画 青少年課長	<b><u>県主催の講座について</u></b> これまで様々な講座を開催し、受講者を登録してきたが、十分な活用が図られず、受講者が実際に被害者を支援する状況には十分至っていない。その課題を解決するためのネットワークづくり、講習会を考えたところである。
委員	受講者が、自分に何ができるのかを具体的に考える場、発言する場となれば、支援しやすくなるのではなかろうか。
男女共同参画 青少年課長	<b><u>県主催の講座について</u></b> ただ単に集まる会にするつもりはない。具体的な運用方法については、今後検討する。
事務局	<b><u>暴力の定義について</u></b> 県基本計画では、「DV防止法で規定する暴力」、「条例で規定する暴力」、「警察が対応する暴力」など、項目に応じて適切な表現を用いている。
男女共同参画 青少年課長	<b><u>売春防止法に基づく運用及び適切な対応について</u></b> 売春防止法では、交際相手からの暴力の被害者は対象となっていないが、法の趣旨を鑑みた通知において、被害者相談はもちろんのこと、一時保護等の支援を行うこととされている。確かに法律名だけでは分かりにくいため、例えば「配偶者等と同様に」など具体的な表記を検討する。
委員	子どもがいるから我慢しなくてはと思っている女性被害者の声を多く聞く。男女の経済的格差をなくし、子育て支援など女性が働きやすい雇用環境を整備しなければDVも減らない。 また、暴力をどういう理由があっても相手に振るわないことを明確化しないと、DVはなくならない。幼い頃から暴力防止を伝えていく予防教育の推進とジェンダーバイアスをなくすことも、計画に盛り込んでいかなければならない。
男女共同参画 青少年課長	<b><u>暴力防止について</u></b> DV防止計画のみならず、ウィズプランの基本目標「男女の人権が尊重される社会の構築」の中で、男女間のあらゆる暴力の根絶を、また、県条例の中では、男女共同参画を阻害する行為の禁止について規定しており、引き続きしっかりと取り組んでいく。また、女性の雇用についても、国では女性の活躍という視点を掲げ、県ではウィズプラン及び生き活きプランに掲げており、こちらも引き続き取り組む。

委員	保育所が子どもを預かってくれないため、就労できないという悩みを抱えている被害者がいる。被害者が安心して働けるよう、保育所の利用における優遇を【重点目標10 経済的自立に向けた支援】（新旧対照P10）に盛り込んではどうか。
男女共同参画 青少年課長	<p><u>保育所利用の優遇について</u></p> <p>保育所の入所の際の優遇は、市町村等の設置者の判断によるため、県計画に盛り込むのは難しいと考えており、御理解いただきたい。なお、関係課には御意見があったことを伝えておく。</p>
委員	岡山市の子ども子育て会議に参加した際の情報だが、平成27年4月から、就職活動の際も、保育所が利用できるよう是正される方向で国も検討しており、今後は働きやすくなるのではと感じている。
会長（司会）	その他、何かありますか。
委員	NPO関係者と話をする機会があり、「官民協働と言うが、NPOが官にうまく使われているだけに思えてならない。行政はどこまでが自分たちの役割かを深く考えることなく、安易に民間委託しているのではないか」と言っていた。DV防止や子どもシェルターの活動なども官からの委託費があまりに安くて続けられないという声がNPO側から出ている。新しく出てきた課題に対して、例えば、委託費の増額や県内何箇所必要なのかなど、県が主体的に対策の方向性や解決策を掲げないとNPOはついていけない。新しい課題はNPOに任せればいいという安易な考え方では実効性のある対策は進んでいかないのではないか。
委員	DV被害者を支援するには地域の連携が非常に大切であると痛感している。水面下には、たくさんの被害者がいると思っている。地域の実情をもっと知った上で、判断をしてほしい。
委員	県は、何を目指しているのか、明確にしないといけない。それぞれの役割がある中で、お互いが自分の役割をちゃんと理解をして動かないと、問題は解決しない。これはDV防止計画だけのことではなく、様々な連携の在り方が問われているものと考える。
男女共同参画 青少年課長	様々な御意見をいただき、ありがとうございました。社会状況が変化する中で、様々な行政ニーズが生まれてくる。役割分担について、行政が対応すべきニーズには、的確に対応しなければならないと考えているが、N

P O等行政以外で対応できるものは協働の観点から担っていただき、それができないものは、行政が直接に行ってまいりたい。

D V対策について、行政がどこを目指していくのか示すことは、難しい問題ではあるが、新たなものも含め、様々な課題に対しては、引き続き的確に取り組んでいくので、御支援をよろしくお願ひする。

男女共同参画  
推進センター  
所長

貴重な御意見、ありがとうございました。ウィズセンターで女性の人権相談機関連絡会議を開催する中で、実際の事例を基に、対応策、その後の経過、課題の洗出し、他の対応策など、様々な検討を行っている。そして、顔を合わせての会議を開催することにより、個別事案についての連携が図れているものと考え、更なる充実を図りたい。また、センターでは、男女共同参画ゼミナール事業を、男女共同参画を推進するための審議会委員、地域のリーダーを養成する講座と位置付け、連続講座を開催しており、誰でも参加できる公開講座も盛り込んでいる。本日の御意見を参考に、より効果的な講座となるよう検討したい。

会長（司会）

（まとめ）

計画をどうやったら具体化できるか。具体化を考える時に、それぞれの役割を持った人が、主体性をどう発揮していくのか。そして、主体性を発揮した者同士が、どうネットワークを結んでいくのか。それを具体化していくには、県においては、予算の十分な確保、スタッフの育成、官と民の役割分担を明確にするなどして、民を支援していく必要がある。そして、D Vという問題は、根本的な男女共同参画の問題であり、女性の経済的自立、命に関わることなど、とても大きな問題であるという認識を持って今後も議論をしていきたい。

— 以上 —